

平成25年(ワ)第696号 原発運転差止め請求事件

原告 辻 義則 外56名

被告 関西電力株式会社

求釈明申立書

(原発の配管に関する求釈明)

2019年9月3日

大津地方裁判所民事部合議B口係 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 井 戸 謙 一

同 菅 充 行

同 高 橋 典 明

同 吉 川 実

同 加 納 雄 二

同 田 島 義 久

同 崔 信 義

同 定 岡 由紀子

同 永 芳 明

同 藤 木 達 郎

同 渡 辺 輝 人

同 高 橋 陽 一

同 関 根 良 平

同 森 内 彩 子

同 杉 田 哲 明

同 石 川 賢 治

同 向 川 さゆり

同 石 田 達 也

同 稲 田 ますみ

弁護士井戸謙一復代理人

同 河 合 弘 之

同 甫 守 一 樹

同 池 田 直 樹

同 清 水 脩

同 雪 谷 真里奈

同 関 口 速 人

同 中 川 博 貴

2018年4月3日付け朝日新聞デジタルによると、九州電力の玄海原発3号機の配管蒸気漏れ事故について、九州電力は「約11年前に配管の厚さを調べ、支障なく使える『寿命』が約47年間と判断していたことがわかった。同種の点検は当面、実施しなくても問題ないとみて、その後配管の外装は外さず、そうした厚さの点検もせず、穴が開く兆候を見落としした。」との報道がなされている。

配管に穴が開いた原因について、配管の周囲を保温剤で覆い、その外側から薄い金属の外装板で覆っているところ、外装板の隙間からしみ込んだ雨水を保温剤が吸って湿り、配管の腐食が進んだと考えられているようである。

九州電力は、配管を支障なく使える寿命が47年間としていたが、結果として47年間使えると判断した点検からわずか10年あまりで蒸気漏れ事故が発生し、記事の写真を見ると外観にはっきりと錆が見てとれるのに外装板を外して厚みの検査を行うこともせず、杜撰な検査が実施されていた。

このような配管の劣化の問題は、九州電力の原発だけでなく、被告が所有する原発にも共通するもので、被告の所有の原発の安全管理にかかる重要な問題である。

そこで、原告は、被告において下記の事項について明らかにするよう釈明を求める。

記

- 1 被告は、原発に存在する全ての配管について、耐用年数を把握しているか。
- 2 上記1で把握しているとすれば、どのような検査を行い、耐用年数を把握しているのか。

- 3 配管の点検はどのような方法で実施しているのか。
特に配管の周囲を他の素材で覆っている場合、その周囲の素材を外して配管の厚さを調べる点検を実施しているのか。
- 4 上記3で点検を実施している場合、どれくらいの頻度で検査を実施しているのか。
部分ごとの点検にかかるスケジュールが分かる資料がされれば開示されたい。
- 5 上記3の点検により、耐用年数が経過していないにもかかわらず、配管等の交換を行った事例はあるか。あるとした場合、事例の件数及び交換した箇所を明らかにされたい。

以上